

令和8年度

要 望 書

(案)



令和7年(2025)7月28日

出 雲 市



島根県知事

丸 山 達 也 様

出雲市長 飯 塚 俊 之

## 出雲市重点施策について（要望）

平素から、出雲市政の運営につきまして、格別のご理解とご配慮を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本市は、総合振興計画「出雲新話 2030」に基づき、まちづくりの将来像である『出雲力』で夢☆未来へつなげ 誰もが笑顔になれるまちの実現に向け、各種施策を推進しています。

本市施策の推進にあたっては、平素から各分野において県のご支援、ご協力をいただいております。また昨年度の本市要望に対しても、真摯にご対応いただき、深く感謝申しあげる次第です。

ご承知のとおり、人口減少や少子高齢化の進展、先行きが見えない物価高騰、激甚化・頻発化する自然災害など、市民生活や地域経済を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

こうしたなか、市民の安全・安心な暮らしを守り、持続可能な都市として発展していくため、引き続き積極的に施策を展開していく必要があります。

そのためには、何よりも県のご支援が不可欠であり、今年度においては、以下の5つの最重要項目をはじめ、42項目の重点施策をとりまとめました。

1. トキの野生復帰に向けた支援について
2. 人口減少・少子化対策のための「しまねっ子すくすくプラン」の推進（拡充）について
3. 企業誘致と地元就職への支援について
4. 河川の改修推進について
5. 基幹道路の整備について

これら重点施策は、県とともに「島根創生」を推進することを念頭においた要望でもありますので、令和8年度の県の予算編成にあたり、格別のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。



## 目 次

### 【最重点要望項目】

1	トキの野生復帰に向けた支援について	10
2	人口減少・少子化対策のための「しまねっ子すくすくプラン」の推進 (拡充) について	11
3	企業誘致と地元就職への支援について	13
4	河川の改修推進について	14
5	基幹道路の整備について	15

### 【防災関係】

1	島根半島における防災対策の強化について	18
2	島根原子力発電所に関する防災対策について	19

### 【地域振興関係】

3	路線バス、タクシー事業者に対する支援について	22
4	出雲縁結び空港の利用促進と適切な管理運営について	23

### 【環境生活関係】

5	島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について	26
6	トキの野生復帰に向けた支援について《最重点要望1》	27
7	宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援に ついて	28
8	脱炭素社会の実現に向けた取組推進について	29

### 【健康福祉関係】

9	人口減少・少子化対策のための「しまねっ子すくすくプラン」の推進 (拡充) について《最重点要望2》	32
10	福祉・介護職場の人材確保について	34
11	島根県難聴児補聴器購入助成事業の拡充について【新規】	35
12	将来を見据えた医療提供体制の整備について【新規】	36
13	島根県産前・産後訪問サポート事業費補助金の基準額の引き上げについ て【新規】	37

## 【農林水産関係】

14	認定新規就農者の施設整備に係る補助率拡充について【新規】	40
15	農業農村整備事業の推進について	41
16	国営緊急農地再編整備事業「宍道湖西岸地区」の推進について	43
17	シカの被害対策の拡充について	44

## 【商工労働関係】

18	物価高騰下における地域経済対策と企業の人材確保について	46
19	I T産業振興の強化について	47
20	企業誘致と地元就職への支援について《最重点要望3》	48
21	自然公園・自然歩道等の魅力向上と受入環境整備について	49

## 【土木関係】

22	本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備について	52
23	都市計画道路 医大前インター線及び今市古志線 2工区の4車線化整備について《最重点要望5》	55
24	国道9号出雲バイパスの全線4車線化整備について	56
25	高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について《最重点要望5》	57
26	河川の改修推進と適切な維持管理について《最重点要望4》	58
27	斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備促進及び斐伊川神戸川治水事業の促進について《最重点要望4》	60
28	斐伊川本川の堤防改修、斐伊川河口部の河床掘削及び宍道湖西岸堤防の整備について	61
29	海岸線（海浜）の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について	62
30	グリーンステップC谷の利活用について	63
31	出雲河下港の整備推進及び利活用促進について	64
32	砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について	65
33	出雲大社門前町の道路整備について	67
34	出雲市駅付近連続立体交差事業の第二期区間の事業について	68
35	浜山公園陸上競技場の整備・拡充について	69

## 【教育関係】

36	必要な教員の確保について	72
37	不登校児童生徒支援のための施策の充実について	73
38	出雲科学館への理科教員の配置について	74
39	特別支援教育の施策の充実について	75
40	日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について	76
41	遠方から進学する高校生の住まい確保について【新規】	77

## 【警察関係】

42	交通規制標示の迅速な補修について	80
----	------------------	----

	【本市が期成同盟会などの構成員として要望している事項】	82
--	-----------------------------	----



# 最重点要望項目

## 1 トキの野生復帰に向けた支援について

本市は、平成23年からトキの分散飼育事業に取り組み、国のトキ保護増殖事業に貢献してきました。また、令和元年度から開始したトキ一般公開事業は、昨年4月に、来場者数10万人を達成し、隣接する「しまね花の郷」の集客を含め、県・市の連携により観光面でも効果を上げているところです。

さて、本市は、本州におけるトキの放鳥候補地に選定され、現在、令和9年度の放鳥を目指して、各部署横断的に取組を進めています。

トキの野生復帰の実現は、今年20周年を迎える宍道湖・中海のラムサール条約登録湿地を活用した県の環境政策を、より一層県内外へ発信するとともに、県の豊かな自然環境を実証するものであります。

国においてトキの放鳥要件が示される中、トキの野生復帰の実現に向けては、生息環境の整備促進、県民の機運醸成、放鳥後の管理体制の構築などに取り組む必要があります。県の積極的なご支援と近隣自治体の協力が欠かせないものであります。

つきましては、トキの野生復帰に向けた取組について、下記のとおり要望いたします。

### 記

#### (1) トキの野生復帰に向けた支援を行うこと。

- ① トキの放鳥に向けた生息環境整備のための各種調査、ビオトープ、田んぼにおける通年湛水、魚道等の餌場の整備及び維持管理に対し財政支援を行うこと。
- ② 再導入（絶滅した地域に人を介して動物の群れを再び作り上げること）の考え方を島根県環境総合計画に明記するとともに、県の各種計画・施策において、トキの野生復帰及びトキを活かした環境にやさしいまちづくりに向け主体的に取り組むこと。
- ③ トキの放鳥後のモニタリング及び傷病個体の対応について、広域的な体制構築に向け、県、本市及び近隣自治体の連携体制の強化を図ること。
- ④ 出雲縁結び空港や集客施設等において、県民や島根を訪れた方が一目でトキの放鳥候補地であることを知ることができるよう、看板や横断幕の設置、デジタルサイネージの活用など、全県的なPR事業を実施し、機運醸成を図ること。また、しまね花の郷とトキの一般公開施設の誘客促進に向け、誘導看板やフロアシートサインの設置、交流イベントの実施など、ハード・ソフト一体となった魅力的な取組を実施すること。

## 2 人口減少・少子化対策のための「しまねっ子すくすくプラン」の推進(拡充)について

県では、少子化対策、こども・若者支援、こどもの貧困対策に関する各計画を一元化した「しまねっ子すくすくプラン(島根県こども計画)」を令和6年度に策定し、こども施策を総合的に推進していくこととされています。

本市においても、同様に「こどもたち一人ひとりが主人公」であることを基本理念とする「こどもえがおプラン(出雲市こども計画)」を令和6年度に策定しました。このプランでは「こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり」をベースとして、妊娠期から青年期までのそれぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、こどもが健やかに成長でき、子育てしやすい環境づくりに取り組むこととしています。

また、「人口減少・少子化対策」は、まちづくりの総合対策であるとの認識のもと、県と連携して取り組むべき最重要課題であると考えており、あらゆる施策を総動員し、生活の基盤となる「雇用の場の確保」や「出会い・結婚」につながる取組などとともに、将来にわたって安心して子育てができる生活環境づくりを総合的・一体的に推進していく考えです。

一方、国では、こども未来戦略「加速化プラン」のもとで、3か年を集中取組期間として、児童手当制度拡充などの経済的支援や保育サービスの充実などの取組が令和6年度から本格的に開始されました。

さらに、令和7年度から、県におかれては、市町村に対する支援制度を拡充していただき、子ども医療費助成の充実など、県全体で子育て世代への支援が拡大されており、こうした子育て施策の充実は大いに歓迎すべきものであります。

しかし、待ったなしの「人口減少・少子化対策」において、地方からの取組の強化が必要であり、県からの更なる支援をお願いしたく、下記のとおり要望いたします。

記

### (1) 障がい児に対する支援事業について

幼稚園や保育所等において、年々増加する特別な支援や配慮を要する子どもの就学前の発達の特性について、早期での気づきや支援が求められている状況であり、相談体制の充実を図るため、幼稚園及び保育所等への巡回支援専門員の人件費に係る補助基準額を実態に合わせ見直すよう、国への働きかけを行うこと。

(2) 幼児教育の指導体制について

幼児教育施設における幼児教育の質の向上に資する体制強化に向け、幼児教育アドバイザーの配置に係る財政的支援を図ること。また、引き続き、市との連携を図っていただくとともに、近年の少子化による少人数保育及び特別な支援が必要な幼児の増加といった現状を踏まえ、島根県幼児教育センターにおける研修等の更なる充実を図ること。

(3) 放課後児童クラブについて

依然として増加が続く放課後児童クラブの入会希望に応え、人員確保や施設整備により入会未決定者の解消を図るため、以下の通り要望する。

- ① 近年の物価高騰や人件費の増を踏まえ、施設整備及び運営費に係る補助基準額の増額見直しについて、国への働きかけを行うこと。また、引き続き県の補助制度の更なる拡充を図ること。
- ② 交付金の積算に係る開所日数区分を弾力的な補助基準額の設定とするよう国への働きかけを行うこと。

(4) 第3子以降保育料軽減事業費補助金の補助基準額見直しについて

少子化対策の観点から、出産意欲のある家庭の経済的負担を軽減し、多子世帯への支援強化を図る必要がある。については、県補助金の補助基準額を国基準額とし、支援の拡充を図ること。

(5) 保育所等・児童クラブにおける人材確保対策の拡充について

保育所等や児童クラブでは、人材確保が喫緊の課題となっていることから、以下のとおり要望する。

- ① 人材確保を目的とする「島根県人材確保支援事業」について、職種や派遣期間、人数、利用回数などの支援条件を緩和するとともに、委託事業者を1社に限定せず、他の派遣会社やシルバー人材センターなど、委託先を拡充すること。
- ② 全国的に拡大している人材紹介会社の利用にかかる紹介手数料について、支援制度を創設すること。

(6) 幼児教育施設（幼稚園・保育所等）の給食費無償化について

国においては、小・中学校給食費の無償化に向けた検討が進められているところである。

幼児教育施設についても、子どもたちの健やかな成長・発達に不可欠な栄養バランスの取れた給食を提供しており、小・中学校と同じく給食費無償化の検討を進めていただくよう、国への働きかけを行うこと。

### 3 企業誘致と地元就職への支援について

BCP（業務継続計画）や人材確保などの観点から、地方へ拠点を開設する企業の動きが広がりつつあります。この機会を捉えて、本市においても多種多様な企業立地の受け皿となる出雲斐川インター企業団地を整備し、さらに湖陵地域において新たな工業団地の造成に向けた取組を進めています。

特に、令和7年度中に完成予定の出雲斐川インター企業団地は、陸路、空路の交通アクセスに優れた工業団地であり、魅力的な企業の立地により、地域産業の活性化はもとより、若者の地元就職、UIターン就職につながるものと考えます。

本市では、地域産業を支える人材の確保のため、企業と県外学生の交流会開催など地元就職への取組を強化しており、地元就職に関する情報を効果的に発信し、学生が高校卒業後も地元とつながりを持ち続けることが重要と考え、取り組んでいます。

以上の状況を踏まえ、企業誘致と地元就職を促進し、定住人口増加を図るため、下記について要望します。

#### 記

- (1) 出雲斐川インター企業団地への企業立地に向けて、県、市が連携した企業誘致活動の更なる強化を図ること。
- (2) 地元就職促進のため、学生への情報発信や就活等イベントを共同して実施するなど、本市との連携を強化すること。

## 4 河川の改修推進について

新内藤川水系である新内藤川、赤川、午頭川、塩冶赤川の河川改修事業については、計画的かつ積極的に推進していただいていますこと、また、令和6年度末には塩冶赤川の改修が完了しましたことに感謝申し上げます。併せて、残る3河川の本改修についても早期に完成するようお願いいたします。

そして、市民、県民が安心して暮らせるように、令和7年6月に策定されました国土強靱化実施中期計画に基づき、引き続き、平田船川、湯谷川、十間川、高瀬川の河川改修に必要な予算をしっかりと確保していただき、一日も早い完成をお願いいたします。

また、大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備の早期完成につきましても引き続き特段のご配慮をお願いします。

### 記

- (1) 新内藤川水系の新内藤川、赤川、午頭川の本改修事業を推進すること。
- (2) 平田船川、湯谷川、十間川、高瀬川の改修事業を推進すること。
- (3) 斐伊川・神戸川治水事業3点セットのうち、進捗が遅れている下流部の「大橋川改修」と「中海・宍道湖湖岸堤整備」が早期に完成するよう、国へ強く要望すること。

## 5 基幹道路の整備について

**高規格道路「境港出雲道路」**は、中海・宍道湖圏域を山陰道などとともに高規格で高速性のある8の字ネットワークで結び、圏域の経済、産業、観光などあらゆる社会活動に限りないストック効果を生み出すものであり、本道路の早期全線開通は、本市にとって永年の悲願であります。本市としましても、引き続き、県や「中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議」など関係団体と連携を強化していくとともに、高規格道路の整備を見据えた将来ビジョンの具現化に向け、出雲大社を中核とした圏域の観光振興促進などの取組を積極的に推進していきますので、本市及び中海・宍道湖圏域の未来と発展を担う高規格道路「境港出雲道路」の早期実現に向けて、下記のとおり要望いたします。

また、**都市計画道路 医大前インター線及び今市古志線2工区**は、本市の中心市街地南部を東西に結んでおり、朝夕の通勤の時間帯には、古志大橋を中心に交通渋滞が発生しています。令和7年3月の山陰道出雲IC以西の開通後、通勤、観光、物流等での通行車両が増加していることから、4車線化の事業着手について検討いただきますよう要望いたします。

### 記

- (1) 高規格道路「境港出雲道路」の実現に向け、関係団体と一体となって国へ強く働きかけるとともに、国と連携し、早期事業化を図ること。
- (2) 都市計画道路 医大前インター線及び今市古志線2工区（一般県道多伎江南出雲線）について4車線化の事業着手を検討すること。



# 防災関係

## 1 島根半島における防災対策の強化について

能登半島地震では、土砂災害や地割れなどにより各地の道路が寸断され、孤立した集落が相次ぎ、被災状況の把握や住民の救助・救援が遅れるなど、半島部での災害時における課題が浮き彫りとなりました。

県におかれましては、災害時に孤立が想定される集落への食料・飲料水の分散備蓄や、救助・救援物資の輸送が速やかに対応できるよう、ヘリポートを増やすための現況調査など、能登半島地震の教訓を踏まえ、島根半島における災害対応力の強化等をいただいていることに感謝申し上げます。

しかしながら、令和6年7月に発生した県道大社日御碕線の道路崩落により、日御碕地区は車両の通行が困難な状況となり、住民生活に大きな支障をきたしたことから、改めて、半島防災の重要性を再認識したところです。

本市半島部では、地域運営の担い手不足により、地域コミュニティの維持が困難となる集落が増えており、加えて、道路の寸断などにより、離れた指定避難所まで移動が難しい住民が一時的・自主的に避難する集落の集会所等の多くが耐震基準を満たしていない状況です。

つきましては、半島部住民の不安を解消し、安全・安心を確保するため、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 治山事業の推進、土石流、地すべり及びがけ崩れ等の土砂災害防止施設、円滑な避難や救援物資等の輸送が可能となる道路網の整備など、半島部におけるインフラ整備を一層推進すること。
- (2) 一時避難所等となる集会所等の施設整備や耐震改修等について、県における財政支援を講じること。

## 2 島根原子力発電所に関する防災対策について

国は、エネルギー基本計画において、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認められた原子力発電所については再稼働を進め、その際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む旨を明記しています。

しかしながら、原発の再稼働などの判断に関係自治体の意見が反映できる法的な仕組みはなく、国は各地域の実状を踏まえて対応することとしています。さらに、周辺自治体は立地自治体と同様な原子力災害のリスクを負っているにも関わらず、発言権や調査権等の権限が、法制上、認められていない状況にあります。

本市においては、中国電力株式会社との安全協定により、直接、同社に意見を述べるができるようになりましたが、依然として立地自治体と同様な安全協定は締結できていません。一方、原子力災害時の避難対策については、「島根地域の緊急時対応」が了承されていますが、避難対策の取組に終わりではなく、昨年12月に島根原発2号機が再稼働されたこと、また昨年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、一層の充実強化を図っていく必要があります。

つきましては、島根原発に係る出雲市民の安全・安心を確保するため、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、UPZを含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築するよう、国に対して働きかけること。なお、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が早期に締結できるよう仲介すること。
- (2) 広域避難計画については、避難道路の対策（道路整備、渋滞対策等）、避難手段の確実な確保（避難車両・運転手の確保、避難ルートの多重化）、複合災害時の対策、受入先自治体の理解促進、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民理解の促進など、更なる実効性の向上を図る取組を積極的に講じるとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。  
特に、主要な接続道路となる主要地方道斐川一畑大社線の整備及び国道431号の大型車の離合に注意を要する箇所を解消を促進すること。
- (3) 原子力防災対策に係る支援制度を拡充し、UPZの区域を含む自治体における住民避難や行政の業務継続に係る施設整備に対し、財政的な支援を講じるよう国に働きかけること。



# 地域振興関係

### 3 路線バス、タクシー事業者に対する支援について

地域交通サービスを支える路線バス・タクシー等の交通事業者の多くは慢性的な赤字を抱えつつ、企業努力等によって経営を継続しています。

このような状況の中、燃油価格・物価高騰や慢性的な運転手不足の影響により、交通事業者は非常に大きな打撃を受けています。

特に、運転手不足については、深刻化、長期化しており、バス路線の廃止、減便にとどまらず、バス、タクシー事業の廃業へとつながる可能性があります。

バス路線の維持については、国、県から一部支援があるものの、不足額の大部分を本市において支援している状況です。

こうした中、県においては、「中山間地域をはじめとした島根の生活交通を考えるプロジェクトチーム」でとりまとめた基本的な考え方を基に、令和7年度において『地域生活交通の担い手確保促進事業』を新設されました。

しかしながら、一部家賃補助はあるものの、給料アップなど運転手の処遇改善に直接つながるメニューは設けられていません。また、対象者も限定されています。

交通事業者は、住民生活に密着した交通手段としての役割を担っているとともに、地域の観光・教育等を支える重要な柱であります。

つきましては、厳しい状況に置かれた交通事業者への支援策として、下記のとおり要望いたします。

#### 記

- (1) 地域の公共交通におけるバス路線の重要性に鑑み、バス事業者への支援について、引き続き、国に制度拡充を求めること。
- (2) 地域公共交通は一市町村の範囲にとどまらず、広域にまたがることから、県において、全ての運転手の処遇改善に直接つながる支援策を設け、十分な財源を確保すること。

## 4 出雲縁結び空港の利用促進と適切な管理運営について

出雲縁結び空港は100万人の利用実績を誇る日本海側屈指の拠点空港として発展を遂げてきました。

コロナ禍の影響により数年間、利用者数は低迷しましたが、令和5年度から観光需要やビジネス利用などにより徐々に回復し、令和6年度の利用者数は、過去最多の104万8千人となりました。

産業・観光振興、文化交流の更なる推進のためには、航空ネットワークの確保・維持は最重要課題であり、島根県の空の玄関口である出雲縁結び空港の強力な利用促進の取組が必要です。

また、運用時間・運航計画の変更に関する地元合意が図られたことにより、出雲縁結び空港の更なる発展に期待しているところです。

つきましては、下記の事項について積極的かつ強力な取組を要望いたします。

### 記

- (1) F D Aの現行路線、特に名古屋（中部）線、静岡線の維持、仙台線の早期復便及びJ A Lの東京線の機材の大型化について、航空会社に積極的に働きかけること。
- (2) 運用時間外の運航、特に県条例に違反する事案が令和6年度に発生した状況を踏まえ、空港管理者としての責任のもと、確実な定時運航ができるよう航空会社及び関係機関に強力的に働きかけること。
- (3) 周辺住民の安心・安全な生活環境を整備するとともに、運用時間・運航計画の変更に関する地元合意への対応については、引き続き周辺住民に丁寧かつ誠意ある対応と責任を持って取り組むこと。



# 環境生活關係

## 5 島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について

県には令和7年1月1日時点、10,451人の外国人住民が居住しており、そのうち、約半数（4,955人）は本市で暮らしています。

本市の外国人住民の状況は、ブラジル人が全体の6割を占めていますが、近年、ベトナム人をはじめとしたアジア地域の国籍・地域の外国人も増加傾向であり、現在、42国籍・地域の外国人が暮らしています。

このような状況のなか、本市は外国人・日本人双方が暮らしやすいまちとなるよう令和7年2月に「第3期出雲市多文化共生推進プラン」を策定し、引き続き多文化共生社会の実現に向けた取組を進めています。

特に増加・定着傾向にあるブラジル人向けには、ポルトガル語通訳・翻訳者及びブラジル国際交流員の任用を行い相談体制の強化を図っています。また、更に多くの言語に対応するため多言語電話通訳サービスや通訳翻訳機などの導入も進めています。

県におかれても、島根創生計画に基づき、多文化共生の推進に取り組まれているところですが、住民生活に密着した場面で外国語対応及び、外国人相談体制をより一層充実させることが必要と考えています。

つきましては、県内の定住・永住につながる多文化共生社会の実現をより一層推進していくため、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 県の外国人住民の約半数が居住する本市にも、多文化共生総合相談ワンストップセンターを設置すること。
- (2) 外国人住民の生活に密着する行政手続き（各種訪問相談、窓口及び電話対応）を支援する通訳・翻訳員の配置に対して、市町村定住支援体制整備推進交付金等を拡充し、財政的支援を行うこと。
- (3) ポルトガル語対応のコミュニティ通訳者の増員を図ること。

## 6 トキの野生復帰に向けた支援について

本市は、平成23年からトキの分散飼育事業に取り組み、国のトキ保護増殖事業に貢献してきました。また、令和元年度から開始したトキ一般公開事業は、昨年4月に、来場者数10万人を達成し、隣接する「しまね花の郷」の集客を含め、県・市の連携により観光面でも効果を上げているところです。

さて、本市は、本州におけるトキの放鳥候補地に選定され、現在、令和9年度の放鳥を目指して、各部署横断的に取組を進めています。

トキの野生復帰の実現は、今年20周年を迎える宍道湖・中海のラムサール条約登録湿地を活用した県の環境政策を、より一層県内外へ発信するとともに、県の豊かな自然環境を実証するものであります。

国においてトキの放鳥要件が示される中、トキの野生復帰の実現に向けては、生息環境の整備促進、県民の機運醸成、放鳥後の管理体制の構築などに取り組む必要があります。県の積極的なご支援と近隣自治体の協力が欠かせないものであります。

つきましては、トキの野生復帰に向けた取組について、下記のとおり要望いたします。

### 記

#### (1) トキの野生復帰に向けた支援を行うこと。

- ① トキの放鳥に向けた生息環境整備のための各種調査、ビオトープ、田んぼにおける通年湛水、魚道等の餌場の整備及び維持管理に対し財政支援を行うこと。
- ② 再導入（絶滅した地域に人を介して動物の群れを再び作り上げること）の考え方を島根県環境総合計画に明記するとともに、県の各種計画・施策において、トキの野生復帰及びトキを活かした環境にやさしいまちづくりに向け主体的に取り組むこと。
- ③ トキの放鳥後のモニタリング及び傷病個体の対応について、広域的な体制構築に向け、県、本市及び近隣自治体の連携体制の強化を図ること。
- ④ 出雲縁結び空港や集客施設等において、県民や島根を訪れた方が一目でトキの放鳥候補地であることを知ることができるよう、看板や横断幕の設置、デジタルサイネージの活用など、全県的なPR事業を実施し、機運醸成を図ること。また、しまね花の郷とトキの一般公開施設の誘客促進に向け、誘導看板やフロアシートサインの設置、交流イベントの実施など、ハード・ソフト一体となった魅力的な取組を実施すること。

## 7 宍道湖公園湖遊館(スケートリンク)の施設改修工事に係る財政支援について

本市のアイススケート施設である宍道湖公園湖遊館は、アイスホッケーとフィギュアスケートの公式競技が行える島根・鳥取両県で唯一の施設です。

当該施設では、島根県スケート連盟、島根県アイスホッケー連盟主催による県内大会はもとより、各種連盟による中四国及び西日本大会なども開催されています。その他、島根大学アイスホッケー部をはじめ、県内外の多くの競技団体や一般市民の利用があり、冬季スポーツの競技力強化、社会教育や生涯スポーツの拠点施設として島根県全体のスポーツ振興にとって欠かせない施設となっています。本市としましても、夏季利用を廃止し、冬季の利用期間を拡大することにより、冬季スポーツの更なる普及促進及び競技力向上に取り組む考えです。

本市がかねて要望していました、施設の維持存続に必要な改修工事に係る財政支援について、令和4年度に施設整備費補助制度を創設していただき、厚くお礼申しあげます。この制度を活用し、令和5年度にアリーナの床改修工事の実施設計業務を行い、令和6年度に当該工事を施工することができました。今後も各競技団体の要望を踏まえながら、計画的に施設改修を行っていく考えです。

しかしながら、当該施設は平成4年の開設から30年以上が経過し、施設・設備の老朽化や、昨今の物価高騰の影響で事業費が増加するなど、施設機能を維持するためには、更なる補助制度の拡充が必要と考えます。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

### 記

(1) 県冬季スポーツ競技の振興・強化の拠点施設である宍道湖公園湖遊館について、リンク設備の更新、屋根の改修など今後必要となる約6億円程度の改修工事等に対応するよう、以下のとおり補助制度の拡充（補助限度額、対象経費の拡充）を行うこと。

- ① 1施設1億円の補助限度額を拡充すること。
- ② 補助対象経費が500万円未満であっても補助対象とすること。

## 8 脱炭素社会の実現に向けた取組推進について

本市においては、2050年二酸化炭素排出実質ゼロをめざして「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言し、脱炭素に向けた取組の基本方針や数値目標などを盛り込んだ「出雲市環境総合計画」（計画期間：令和5年度～令和12年度）を策定しました。この総合計画に基づき、重点取組として掲げる、省エネルギー対策、デコ活の推進、再生可能エネルギーの導入、次世代自動車の導入、豊かな森林づくりの推進に向けた取組を実施しています。

また、脱炭素社会への機運の高まりから、住民、事業者による再エネ導入、省エネを中心とした取組が加速化しつつあります。

このような状況を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用をはじめとする地球温暖化対策の推進に資する市町村の取組支援について、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 脱炭素社会の構築について、県内市町村との連携を図り、企業や家庭の脱炭素化に資する意識醸成や設備導入支援を含めた全県的な取組を推進するため、更に主導的な役割を果たすこと。

また、脱炭素社会の実現は、住民生活の向上、産業振興、地域課題の解決など、様々な相乗効果が期待できる。特に、産業部門の脱炭素化は二酸化炭素排出量の削減効果だけでなく、設備投資による経済効果も期待できるため、国の補助金、交付金及びGX経済移行債を活用した事業の情報提供などを積極的に行うとともに、県独自の設備投資補助など、効果的な支援策を講じること。

- (2) 脱炭素社会の実現に向けた、「しまねグリーン製品利活用促進事業費補助金」及び「再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金」について、補助率や補助予算枠の拡大など各種補助制度の拡充を図ること。

特に、「再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金」については、令和6年度に1件当たりの補助単価が減額されており、補助単価を増額し、個人負担を軽減することで、より積極的な設備導入を促す補助制度となるよう補助単価、予算枠を増額を図ること。

- (3) 今後、大量廃棄が想定される太陽光パネルについて、不適切な放置や処分が懸念されている。国と連携し、県内事業者でリユース・リサイクルできる体制の強化を進めるとともに、太陽光パネル所有者に処分費用の積み立てや解体事業者へ適切な処分を実施するよう、周知を行うこと。



# 健康福祉関係

## 9 人口減少・少子化対策のための「しまねっ子すくすくプラン」の推進(拡充)について

県では、少子化対策、こども・若者支援、こどもの貧困対策に関する各計画を一元化した「しまねっ子すくすくプラン（島根県こども計画）」を令和6年度に策定し、こども施策を総合的に推進していくこととされています。

本市においても、同様に「こどもたち一人ひとりが主人公」であることを基本理念とする「こどもえがおプラン（出雲市こども計画）」を令和6年度に策定しました。このプランでは「こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり」をベースとして、妊娠期から青年期までのそれぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、こどもが健やかに成長でき、子育てしやすい環境づくりに取り組むこととしています。

また、「人口減少・少子化対策」は、まちづくりの総合対策であるとの認識のもと、県と連携して取り組むべき最重要課題であると考えており、あらゆる施策を総動員し、生活の基盤となる「雇用の場の確保」や「出会い・結婚」につながる取組などとともに、将来にわたって安心して子育てができる生活環境づくりを総合的・一体的に推進していく考えです。

一方、国では、こども未来戦略「加速化プラン」のもとで、3か年を集中取組期間として、児童手当制度拡充などの経済的支援や保育サービスの充実などの取組が令和6年度から本格的に開始されました。

さらに、令和7年度から、県におかれては、市町村に対する支援制度を拡充していただき、子ども医療費助成の充実など、県全体で子育て世代への支援が拡大されており、こうした子育て施策の充実は大いに歓迎すべきものであります。

しかし、待ったなしの「人口減少・少子化対策」において、地方からの取組の強化が必要であり、県からの更なる支援をお願いしたく、下記のとおり要望いたします。

記

### (1) 障がい児に対する支援事業について

幼稚園や保育所等において、年々増加する特別な支援や配慮を要する子どもの就学前の発達の特性について、早期での気づきや支援が求められている状況であり、相談体制の充実を図るため、幼稚園及び保育所等への巡回支援専門員の人件費に係る補助基準額を実態に合わせ見直すよう、国への働きかけを行うこと。

(2) 幼児教育の指導体制について

幼児教育施設における幼児教育の質の向上に資する体制強化に向け、幼児教育アドバイザーの配置に係る財政的支援を図ること。また、引き続き、市との連携を図っていただくとともに、近年の少子化による少人数保育及び特別な支援が必要な幼児の増加といった現状を踏まえ、島根県幼児教育センターにおける研修等の更なる充実を図ること。

(3) 放課後児童クラブについて

依然として増加が続く放課後児童クラブの入会希望に応え、人員確保や施設整備により入会未決定者の解消を図るため、以下の通り要望する。

- ① 近年の物価高騰や人件費の増を踏まえ、施設整備及び運営費に係る補助基準額の増額見直しについて、国への働きかけを行うこと。また、引き続き県の補助制度の更なる拡充を図ること。
- ② 交付金の積算に係る開所日数区分を弾力的な補助基準額の設定とするよう国への働きかけを行うこと。

(4) 第3子以降保育料軽減事業費補助金の補助基準額見直しについて

少子化対策の観点から、出産意欲のある家庭の経済的負担を軽減し、多子世帯への支援強化を図る必要がある。については、県補助金の補助基準額を国基準額とし、支援の拡充を図ること。

(5) 保育所等・児童クラブにおける人材確保対策の拡充について

保育所等や児童クラブでは、人材確保が喫緊の課題となっていることから、以下のとおり要望する。

- ① 人材確保を目的とする「島根県人材確保支援事業」について、職種や派遣期間、人数、利用回数などの支援条件を緩和するとともに、委託事業者を1社に限定せず、他の派遣会社やシルバー人材センターなど、委託先を拡充すること。
- ② 全国的に拡大している人材紹介会社の利用にかかる紹介手数料について、支援制度を創設すること。

(6) 幼児教育施設（幼稚園・保育所等）の給食費無償化について

国においては、小・中学校給食費の無償化に向けた検討が進められているところである。

幼児教育施設についても、子どもたちの健やかな成長・発達に不可欠な栄養バランスの取れた給食を提供しており、小・中学校と同じく給食費無償化の検討を進めていただくよう、国への働きかけを行うこと。

## 10 介護・福祉人材の確保について

人材不足を理由とする事業所の休廃止が依然として増加傾向にあり、介護・福祉人材の確保は喫緊の課題です。

このため、令和6年度から、本市では独自事業として、訪問介護サービス事業所や外国人を受け入れる法人への補助制度を実施、令和7年度からは補助要件の緩和、補助の拡充を実施しています。

また、介護福祉の専門人材がその専門性を発揮できるよう、高齢者の介護予防及び生活支援への地域住民やボランティア団体等の多様な主体の参入を促進しています。

県においても、「保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業」のメニューの拡充や、75生涯現役証交付事業等を積極的に進めていただいております。こうした支援の継続とともに、外国人材の確保等、人材確保・定着にかかる支援については、さらなる拡充が必要と考えます。

つきましては、次のとおり要望いたします

### 記

- (1) 市が実施する介護福祉人材の確保・定着施策について、地域の実情に応じて柔軟にかつ中長期的に取り組めるよう、引き続き財源措置を行い、市の取組を総合的に支援すること。
- (2) 外国人材の確保のため、海外現地での介護人材の戦略的な掘り起こしを行い、外国人材の受入れを検討する事業者に対して、受入・定着支援策の拡充を図ること。
- (3) 地域住民やボランティア人材について、幅広い世代からの参画を促進していくため、75生涯現役証交付事業の対象者の年齢要件を撤廃すること。

## 11 島根県難聴児補聴器購入助成事業の拡充について【新規】

難聴は、若年層では就学・就労等において支障を生じさせることが指摘されており、補聴器を使用することで、社会参加の促進等の効果があるとされていますが、国際的に日本の補聴器の普及率は低い状況であり、その要因の一つとして、高額な補聴器を購入するにあたり、経済的負担が大きいことがあげられます。

現在、県においては、18歳未満の身体障がい者手帳を持たない軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入助成制度があり、県及び市の負担により、購入経費の概ね2/3の額が助成されています。

一方で、18歳以上においては、進学や就職などライフステージで重要な時期に当たるにも関わらず、国県とも補聴器購入に係る助成制度がない状況にあります。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 島根県難聴児補聴器購入助成事業について、18歳未満となっている対象年齢を、少なくとも就労が定着してできる30歳まで引き上げること。

## 12 将来を見据えた医療提供体制の整備について【新規】

本市は、山陰で最も長期的に高齢者人口が増加します。特に、医療・介護の複合ニーズを有する85歳以上高齢者は、令和22年に向けて急増していくことに伴い、救急医療ニーズも増加することが見込まれております。

市内の救急医療機関においては、他の圏域患者も多数受け入れており、コロナ禍以降の令和6年度においても既に頻回の救急医療体制の逼迫が発生しています。このような中でも救急医療機関は、市内外からの救急受診の要否に関する電話相談等にも対応しており、大きな負担となっています。

また、開業医の高齢化や勤務医の働き方改革の推進を背景に、本市が設置する出雲休日・夜間診療所の体制維持が困難となってきました。

今後の増加する救急医療ニーズに対応するためには、県内の救急患者の受療動向の適正化を図り、救急医療機関がそれぞれの役割を發揮できる環境整備が必要です。

また、今後、中山間地域を中心に、交通手段のない患者や通院介助が必要な患者の医療アクセスの確保が課題となります。この課題に対応するため、本市においては、産学官による遠隔医療実証コンソーシアムを形成し、遠隔医療の実証に取り組むところです。

しかしながら、患者数が限定的な中山間地域では、遠隔医療の効率的な運用を図っても、現状の診療報酬の評価では必要な機能を維持していくのは困難で、その不利性を解消する取組が必要です。

以上を踏まえ、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 全国的に実施されている救急安心センター事業（#7119）による電話相談窓口を設置し、その普及を図ること。
- (2) 本市の遠隔医療の実証、及びその実証結果を踏まえた本格稼働について、中山間地域でも持続可能な運用が図れるよう国と連携した財政支援策を講じること。

### 13 島根県産前・産後訪問サポート事業費補助金の基準額の引き上げ について【新規】

本市では、妊産婦や乳幼児家庭へのきめ細かな支援を目的として県の補助金を活用しながら産前・産後訪問サポート事業に取り組んでいます。近年、出産前後の母子のケアや家事・育児の支援を必要とする家庭が増加しており、本事業へのニーズは年々高まっています。

一方、昨今の人件費の上昇や燃料費高騰による交通費等の増加により、事業者の経営は非常に厳しく、県の定める現行の補助基準額では、今後、事業者の確保が困難になります。

つきましては、より多くの対象者に対し、質の高い支援を安定的に提供するために、下記のとおり要望いたします。

#### 記

- (1) 島根県産前・産後訪問サポート事業について、補助基準額を引き上げること。
- (2) 移動に要する経費について、新たな補助基準を設けること。



# 農林水産関係

## 14 認定新規就農者の施設整備に係る補助率拡充について【新規】

県におかれては、第2期農林水産基本計画を策定され、県内の農業産出額100億円増を目指し、重点推進事項の「新規自営就農者の確保・育成」の中で、毎年60人以上の認定新規就農者の確保を目標とされています。

本市は、農業を基幹産業と位置付け、出雲の農林水産業の魅力を積極的に発信し、人材の掘り起こしに努めるとともに、新規就農を支援することで、担い手の確保・育成を進めることとしています。近年は、ぶどうやアスパラガス、菌床しいたけなど施設園芸に取り組む新規就農者が増えています。

このような状況にあつて、施設整備に係るハウス等整備事業は、認定新規就農者の早期の経営安定化のために有意義な事業です。本市においては、従来、認定新規就農者の初期投資負担軽減の観点から、優先して、県3分の1、市6分の1、JA6分の1補助の計3分の2補助を実施してきたところです。

しかし、令和7年度から県の補助率が4分の1に改正され、市町村等の義務的負担4分の1を合わせて2分の1補助となりました。

資材価格が高騰している中、ハウス整備を計画している認定新規就農者にとって2分の1補助では青年等就農計画が成り立たず、本市における就農が困難となります。

認定新規就農者の確保は、地域農業や産地を維持していくために必要不可欠な重点課題であるため、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) ハウス等整備事業の補助率を県3分の1とすること。

## 15 農業農村整備事業の推進について

農業農村整備事業については、<sup>ながはまその</sup>「長浜園地区」のほ場整備、斐川「湖岸北地区」、「新中央地区」の農業揚排水施設の整備などを進めていただいていることに感謝申し上げます。

農業の現状は、従事者の高齢化が進み、担い手の確保が最大の課題となっており、農地の集積および集約化により効率的に作業を行うことができる生産基盤の整備が必要であります。

また、農業水利施設についても、その多くが耐用年数を過ぎ改修や更新が必要となっており、防災減災の観点からもますます重要な課題となっています。特にため池や揚排水機場の改修等は、年次的な計画を立て、順次取り組んでいます。本市は多くの施設を抱えている中で、地元からの早期改修、完成を求める要望は年々増加しており、防災上の観点からも事業の進捗を早める必要があります。

今後とも、所要額の予算確保を関係機関に働きかけていただくとともに、引き続き、継続地区及び新規要望地区の事業が円滑に進むよう、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

また、斐伊川の河床低下に伴い、農業用水の安定確保が困難になってきており、抜本的な対策に向けて、国や県と連携し、調査・検討を進めています。つきましては、安定的な取水対策を図るため、国営による事業化に向けて引き続きご支援をいただきますよう要望いたします。

### 記

- (1) 以下の農業農村整備事業について、事業推進するとともに、未着手の事業についても事業に着手すること。

[県営事業]

事業名	地区	位置	着手状況	要望状況
農地中間管理機構関連農地整備事業	<small>ながはまその</small> 長浜園	出雲	事業中	継続
水利施設等保全高度化事業	<small>こがんきた</small> 湖岸北	斐川	事業中	継続
水利施設等保全高度化事業	<small>しんちゅうおう</small> 新中央	斐川	事業中	継続
水利施設等保全高度化事業	<small>じっけんがわ</small> 十間川	出雲	事業中	継続
水利施設等保全高度化事業	<small>かみしま</small> 上島	出雲	未着手	継続
水利施設等保全高度化事業	<small>きたなだ</small> 北灘	斐川	未着手	継続
水利施設等保全高度化事業	<small>くけ</small> 九景	出雲	未着手	新規
水利施設等保全高度化事業	<small>ひらたふながわ</small> 平田船川	平田	未着手	新規
水利施設等保全高度化事業（仮）	<small>ひらたちゅうおう</small> 平田中央	平田	未着手	新規
水利施設等保全高度化事業（仮）	<small>ひえぼら</small> 稗原ダム	出雲	未着手	新規
農村地域防災減災事業 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）	<small>だいもんいけ</small> 大門池	平田	事業中	継続
農村地域防災減災事業 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）	<small>てらだ</small> 寺田	斐川	事業中	継続
農村地域防災減災事業 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）	<small>こうざんおおいけ</small> 高山大池	平田	未着手	継続
農村地域防災減災事業 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）	<small>うえのやま</small> 上の山	斐川	未着手	新規
農村地域防災減災事業 （地域防災機能増進事業）	<small>ところぼら</small> 所原	出雲	事業中	継続
農村地域防災減災事業 （地域防災機能増進事業）	<small>たかつや</small> 高津屋	佐田	事業中	継続
農村地域防災減災事業 （特定農業用管水路等特別対策事業）	<small>たいしゃ</small> 大社	大社	未着手	新規
農地耕作条件改善事業	<small>にしぞの</small> 西園	出雲	事業中	継続
農山漁村地域整備交付金	<small>やまじひがし</small> 山地東	出雲	未着手	継続
農山漁村地域整備交付金	くにびき海岸	出雲	事業中	継続
農業競争力強化農地整備事業	<small>はしなみ</small> 橋波	佐田	未着手	新規

## 16 国営緊急農地再編整備事業「宍道湖西岸地区」の推進について

国営緊急農地再編整備事業「宍道湖西岸地区」では、平成30年度の事業着手以降、必要となる事業費の確保により、これまでに大区画化ほ場を約117ヘクタール整備し、加えて暗渠排水の工事、約26ヘクタールが完了したところです。また、ろんでんがわ 論田川、ぬのざき 布崎の両排水機場建設やろんでんがわ 論田川、へいじがわ 平次川の拡幅などの排水改良も進めていただいております。なお、布崎排水機場につきましては、令和7年6月から供用が開始されております。

県には、これまでぬのざき 布崎、なだぶん 灘分両地区の換地計画の策定をはじめ、国の調査、設計、工事の支援に大きくご尽力をいただいております。また、宍道湖西岸国営事業営農促進部会では、営農支援を進めていただいておりますことに深く感謝申し上げます。

本市は、この事業の一日も早い完工を目指し、生産性の高い農業基盤において、農業法人などの担い手が、高収益作物への転換を図り、経営基盤の強化につながるよう、一層の対策と支援に力を尽くしてまいります。

つきましては、本事業の着実な実施に向けて、更なるご支援をいただきますよう、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 農業法人などの担い手へ指導及び助言等を行うこと。
  - ① 高収益作物の品種選定、栽培技術、販路拡大等
  - ② 経営基盤の強化、後継者の育成、生産工程管理の向上等
  - ③ 担い手間の情報交換及び連携強化
  
- (2) 国営緊急農地再編整備事業の令和8年度の予算確保及び早期整備に向けて国へ働きかけること。

## 17 シカの被害対策の拡充について

出雲北山山地におけるシカの令和6年度末生息頭数の推定値は、721～2,764頭と推定され、ほぼ横ばいからの減少傾向にありますが、出雲北山山地の目標生息頭数である180頭とすることは、依然として厳しい状況となっています。

このため、「第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」に基づき、島根県が主体となった取組の拡充が必要であると考えます。

現在、シカの捕獲頭数については、正規班より、シカによる被害を受けた者自らで結成された自衛班による捕獲頭数の方が多く、出雲北山山地における捕獲実績の実に約7割を占めています。

正規班はもとより、自衛班によるシカの捕獲は、シカ被害の軽減に効果的かつ有効な施策であると考えますが、自衛班の捕獲経費の一部は市が負担しており、本市の財政に大きな負担となっています。

つきましては、持続可能な捕獲体制を維持するため、本市が行う両班の一体的な取組についてご理解いただき、支援を拡充していただきますよう、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 出雲北山山地の自衛班に係る捕獲経費の拡充を図ること。

# 商工労働関係

## 18 物価高騰下における地域経済対策と企業の人材確保について

長引くエネルギー価格・物価高騰は、経済活動に大きな影響を与えており、米国の新たな関税政策は、今後の経済の先行きをより不透明なものにしています。

また、あらゆる業界で深刻化している人材不足は、特に中小・小規模企業の事業継続に大きな負担となっています。

こうした中、県におかれましては、企業の事業継続やエネルギーコスト削減、新事業展開等に必要な設備投資、人材確保などへの支援の継続とともに、令和7年度からは省力化投資等支援を新規に始めるなど、中小企業者への対応を強化されています。

本市においても、デジタル化・省力化支援をはじめ、令和7年2月から運用開始しているデジタル地域通貨「いずも縁結びPAY」を活用した消費喚起事業などの取組を進めているところです。

つきましては、県と市の施策が相乗的に効果を発揮し、物価高騰と人材不足の影響を大きく受けている地域経済の回復に向けた対策を推進するため、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) エネルギー価格・物価高騰に伴うコスト増や深刻化している人材不足により大きな打撃を受けている中小・小規模事業者や農林漁業者に対し、引き続き事業継続、生産性向上及び人材確保に関する支援を行うこと。
- (2) 米国の関税政策による経済活動への影響が懸念される中、引き続き県と本市が連携して、情勢の把握と情報共有を行い、必要に応じた対策の検討を行うこと。

## 19 IT産業振興の強化について

近年のオンライン会議やリモートワークなどの普及により、IT関連の需要が高まり、全国的にIT人材の不足が顕著になっています。経済産業省の「IT人材需給に関する調査」によると、2030年には全国で最大約79万人のIT人材が不足すると予測されています。

このような中、県におかれては、若者に魅力のある産業として先進的にIT産業の振興に注力され、都市部からの企業誘致や人材育成に積極的に取り組まれているところです。

本市においても、『Tech Hub Izumo』構想を掲げ、ITなどのテクノロジーを持つ人材や企業が行き来する結束点（ハブ）となり、人、企業、ビジネスの好循環を生み出す他地域にないDX先進エリアの創造を目指し取り組んでいます。また、将来の産業を担うデジタル人材を育成するため、令和7年度からは、「（仮称）いずもデジタルスタジオ」を整備し、若者から高齢者まで全世代にデジタル技術の活用を促す事業に取り組みます。

今後、IT人材、IT企業の需要はますます高まることが見込まれ、IT産業の振興に向けて下記について要望します。

### 記

- (1) IT人材、IT企業の誘致促進に向けて、県・市の連携を更に強化すること。
- (2) 高い成長性を持ち、新たな魅力ある雇用を生み得るスタートアップ企業の進出を支援するため、現行のスタートアップ企業支援補助制度の要件緩和を図ること。
- (3) 急速に進むDXに対応するため、高等教育機関における高度IT人材を育成する環境整備を図るとともに、引き続きIT人材の育成・確保支援事業を拡充すること。

## 20 企業誘致と地元就職への支援について

BCP（業務継続計画）や人材確保などの観点から、地方へ拠点を開設する企業の動きが広がりつつあります。この機会を捉えて、本市においても多種多様な企業立地の受け皿となる出雲斐川インター企業団地を整備し、さらに湖陵地域において新たな工業団地の造成に向けた取組を進めています。

特に、令和7年度中に完成予定の出雲斐川インター企業団地は、陸路、空路の交通アクセスに優れた工業団地であり、魅力的な企業の立地により、地域産業の活性化はもとより、若者の地元就職、UIターン就職につながるものと考えます。

本市では、地域産業を支える人材の確保のため、企業と県外学生の交流会開催など地元就職への取組を強化しており、地元就職に関する情報を効果的に発信し、学生が高校卒業後も地元とつながりを持ち続けることが重要と考え、取り組んでいます。

以上の状況を踏まえ、企業誘致と地元就職を促進し、定住人口増加を図るため、下記について要望します。

### 記

- (1) 出雲斐川インター企業団地への企業立地に向けて、県、市が連携した企業誘致活動の更なる強化を図ること。
- (2) 地元就職促進のため、学生への情報発信や就活等イベントを共同して実施するなど、本市との連携を強化すること。

## 21 自然公園・自然歩道等の魅力向上と受入環境整備について

県内には、豊かな自然景観や歴史文化資源に恵まれた自然公園や自然歩道が多数存在しており、それらは国内外からの観光客にとって大きな魅力を有しています。近年は、環境や健康志向の高まりとともに、こうした自然資源を訪れる観光客が増加しており、より快適かつ安全に楽しめる受入環境の整備が求められています。

つきましては、下記の整備・対応について要望いたします。

### 記

(1) 今後の観光需要に的確に対応し、利用者満足度を高めるため、自然公園や自然歩道の積極的な基盤整備や機能向上に努めること。

① 中国自然歩道を整備すること。

ア 旅伏山・鰐淵寺ルートにおいて、頂上付近の地元設置トイレに代わる公衆トイレ（自然分解型のバイオトイレ等）を設置すること。

イ 遙堪峠から弥山へのルートを新設整備すること。

ウ 斐川三山（高瀬山、仏教山、大黒山）のルートについて、中国自然歩道としての路線追加及び整備を行うこと。

② 立久恵峡県立自然公園を整備すること。

立久恵峡遊歩道について、国道184号の線形改良工事の影響を受けて分断される見込みの箇所を川側へ付け替えること。

③ 日御碕灯台駐車場の破損か所の応急対応による安全確保と、区画線消失か所の整備による、駐車場の有効活用を図ること。



# 土木関係

## 22 本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備について

本市の魅力を発揮し、地域の一体化を促進するため、広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備は、重要かつ喫緊の課題であります。

また、観光ネットワークの整備と拡充及び安全・安心な都市の建設を促進するため、国道・県道を中心とした道路ネットワークの構築が求められているなか、県におかれましては継続的な整備に取り組んでいただき感謝いたします。

**国道9号**については、芦渡交差点から神西小入口交差点間の早期の4車線化の事業着手に向け、国に対して働きかけをしていただきますよう要望いたします。

また、神西沖町地内の神西小入口交差点から湖陵町差海地内の江南分れ交差点までの歩道整備については、引き続き、事業推進と残る区間の早期の事業着手に向け、国に対して働きかけをしていただきますよう要望いたします。

**国道184号**については、市街地と佐田地域をつなぐ重要な路線でありますので、乙立町地内の改良整備について、早期完成に向けて事業を推進していただきますよう要望いたします。

**国道431号**については、東林木バイパスから一般県道十六島直江停車場線までの歩道整備について、事業中の国富工区の整備促進をお願いするとともに、国富工区の完成後は未着手区間も継続して事業に取り組んでいただきますよう要望いたします。

**主要地方道大社日御碕線**については、令和6年に発生した災害に対して、地域住民や観光客の安全な通行のため、引き続き災害復旧工事の早期完成を要望いたします。

### 記

- (1) 以下の幹線道路等について、事業推進するとともに、未着手の路線についても事業に着手すること。

## ○ 国道

路線名	位置	内容	着手状況	要望状況
9号	芦渡町～神西沖町	改良	未着手	継続
	神西沖町～湖陵町差海	歩道	事業中	継続
184号	乙立町	視距改良	事業中	継続
	佐田町反辺	歩道	未着手	継続
	佐田町八幡原	改良・歩道	未着手	継続
	佐田町東村	線形改良	未着手	継続
	佐田町高津屋	視距改良	未着手	継続
431号	東林木町～美談町	歩道	未着手	継続
	美談町～国富町	歩道	事業中	継続
	園町、鹿園寺町	線形改良	未着手	継続

## ○ 主要地方道

路線名	位置	内容	着手状況	要望状況
斐川一畑大社線	小境町～地合町～坂浦町	改良	事業中	継続
	美保町～塩津町	災害防除	事業中	継続
	河下町～猪目町	災害防除	事業中	継続
出雲三刀屋線	上塩冶町	改良	事業中	継続
	上塩冶町～船津町	改良	事業中	継続
	上島町	改良	事業中	継続
大社日御碕線	大社町日御碕	災害防除	事業中	継続
	大社町日御碕	災害復旧	事業中	新規
湖陵掛合線	佐田町八幡原	歩道	事業中	継続
	佐田町反辺	歩道	未着手	継続

○ 一般県道

路線名	位置	内容	着手状況	要望状況
出雲平田線	西代町～平田町	歩道	事業中	継続
斐川出雲大社線	荻杼町	交差点	事業中	継続
大社立久恵線	松寄下町	歩道	事業中	継続
	芦渡町～乙立町	改良	未着手	継続
	乙立町	改良	事業中	継続
斐川上島線	斐川町直江～阿宮	改良	事業中	継続
	斐川町直江	歩道	未着手	継続
三刀屋佐田線	佐田町須佐	改良	事業中	継続
	佐田町反辺～大呂	改良	事業中	継続
木次直江停車場線	斐川町出西	改良	事業中	継続
鱒淵寺線	河下町	改良	事業中	継続
	奥宇賀町～口宇賀町	歩道	事業中	継続
十六島直江停車場線	西代橋	橋梁耐震	事業中	継続
遙堪今市線	小山町～姫原町	歩道	事業中	継続
外園高松線	下横町～高松町	改良	事業中	継続
佐田小田停車場線	佐田町毛津	改良	未着手	継続
窪田山口線	佐田町佐津目	改良	未着手	継続
宮内掛合線	佐田町原田	改良	事業中	継続

## 23 都市計画道路 医大前インター線及び今市古志線2工区の4車線化整備について

**都市計画道路 医大前インター線及び今市古志線 2 工区**は、本市の中心市街地南部を東西に結んでおり、朝夕の通勤の時間帯には、古志大橋を中心に交通渋滞が発生しています。

このうち、都市計画道路今市古志線 2 工区については、出雲市駅付近連続立体交差事業第二期工事の休止にあたり、県として、出雲市の都市基盤整備を進めるうえで、優先度の高い街路に先行投資をすることが得策との判断により、山陰自動車道に関連する骨格道路としての都市計画道路今市古志線の整備を進めることとなり、1 工区については平成 21 年 3 月に供用開始しましたが、平成 23 年 3 月、2 工区の事業着手は、当路線の「交通需要が生じた時点」で検討することとなり、着手を延期されています。

令和 7 年 3 月、山陰道出雲 I C 以西の開通後、都市計画道路医大前インター線及び今市古志線 2 工区においては、通勤、観光、物流等での通行車両が増加し渋滞問題が発生しています。

つきましては、都市計画道路医大前インター線及び今市古志線 2 工区の 4 車線化の事業着手について検討いただきますよう要望いたします。

### 記

- (1) 都市計画道路 医大前インター線及び今市古志線 2 工区（一般県道多伎江南出雲線）について 4 車線化の事業着手を検討すること。

## 24 国道9号出雲バイパスの全線4車線化整備について

国道9号出雲バイパスは、山陰道、出雲縁結び空港へのアクセス道路としての利用、沿線への大型商業施設の進出、出雲大社等への観光客の増加等により、慢性的、恒常的に交通渋滞が発生しています。国道9号出雲バイパスは、本市にとってあらゆる市民活動をささえる最も重要な社会基盤であることから、一日も早い全線4車線化が望まれます。

つきましては、国道9号出雲バイパスの全線4車線化整備の促進を国へ働きかけていただきますよう要望いたします。

特に、渋滞発生の原因となっている「からさで大橋区間」の重点的な予算配分による早期完成や「姫原高架橋区間」の新規事業化を国に強く働きかけていただきますよう要望いたします。

### 記

- (1) 国道9号出雲バイパスの全線4車線化整備の促進を国に要望すること。
- (2) からさで大橋区間の予算の重点配分による早期完成を国に強く働きかけること。
- (3) 姫原高架橋区間の新規事業化に向け、国に強く働きかけること。

## 25 高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について

高規格道路「境港出雲道路」は、中海・宍道湖圏域を山陰道などとともに高規格で高速性のある8の字ネットワークで結び、圏域の経済、産業、観光などあらゆる社会活動に限りないストック効果を生み出すものであり、本道路の早期全線開通は、本市にとって永年の悲願であります。

令和6年正月に発生した能登半島地震では、道路網の寸断によって住民避難や物資輸送などに遅れが生じました。我々が暮らす島根半島も同じように半島特有の道路網の脆弱性を抱えていることから、市民の安全安心を確保するためにも境港出雲道路の早期整備は極めて重要と考えます。

こうしたなか、境港出雲道路や中海・宍道湖8の字ルートは、早期実現に向けて官民挙げた取組が活性化しており、その機運醸成も図られています。さらに、「境港出雲道路整備計画検討会」が立ち上がったことや、中国横断道岡山米子線の一部で米子、境港两市をつなぐ高規格道路が計画段階評価に着手されることから、境港出雲道路の早期整備に対する期待がより一層高まっています。

本市としましても、引き続き、県や「中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議」など関係団体と連携を強化していくとともに、高規格道路の整備を見据えた将来ビジョンの具現化に向け、出雲大社を中核とした圏域の観光振興促進などの取組を積極的に推進していきます。

つきましては、本市及び中海・宍道湖圏域の未来と発展を担う高規格道路「境港出雲道路」の早期実現に向けて、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 高規格道路「境港出雲道路」の実現に向け、関係団体と一体となって国へ強く働きかけるとともに、国と連携し、早期事業化を図ること。

## 26 河川の改修推進と適切な維持管理について

**平田船川、湯谷川、十間川、高瀬川**の河川改修事業については、計画的かつ積極的に事業を推進していただき感謝いたします。引き続き予算を確保していただき、一日も早い完成をお願いいたします。

**保知石川**については、令和3年7月豪雨により浸水被害が多数発生しました。県においては、浸水対策について検討され、部分修繕に着手していただき、感謝いたします。今後は予算を確保いただき、早期完成に向け取り組んでいただきますようお願いいたします。

**網場川**<sup>あんば</sup>についても、同豪雨により被害を受けましたので、改修に着手いただきますようお願いいたします。

令和3年7月及び令和5年7月豪雨により、甚大な被害が発生した湯谷川上流の美談町、東林木町における浸水被害への対策として計画された調節池を、早期に完成していただきますようお願いいたします。

**堀川水系**の河川護岸については、修繕の必要な箇所が残っていますので、引き続き計画的な修繕工事をお願いいたします。

**九景川**については、出雲・湖陵道路の整備に伴う関連河川への影響対策として、山陰道から下流の改修工事に積極的に取り組んでいただき感謝いたします。引き続き、山陰道から上流の区間についても早期完成に向けて事業推進をお願いいたします。

**雲洲平田船川**については、「雲洲平田船川環境整備計画」に基づき潤いのある水辺環境の保全を図ることを目的に地域の住民により、令和元年に「雲洲平田船川河川環境整備促進協議会」が設立されるなど、地域住民の水辺環境に対する意識が高まっていますので、河川浄化と環境整備の推進をお願いいたします。

県管理河川の堤防除草や藻刈り等については、経費の1/2を市が負担し、その業務についても県との協定に基づき市が行っており、大きな負担になっています。

県管理河川の維持管理については、県が主体的に実施していただきますようお願いいたします。

## 記

- (1) 平田船川、湯谷川、十間川、高瀬川の改修事業を推進すること。
- (2) 保知石川、網場川の河川改修を推進すること。
- (3) 湯谷川（美談町～東林木町）の治水対策を推進すること。
- (4) 堀川水系各河川の計画的な護岸対策工事を推進すること。
- (5) 山陰道から上流区間について九景川の河川改修を推進すること。
- (6) 雲洲平田船川の河川浄化と環境整備を推進すること。
- (7) 県管理河川について、県により主体的に維持管理を実施すること。

## 27 斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備推進及び斐伊川神戸川治水事業の促進について

斐伊川放水路への分水協議に際し提示された、新内藤川水系である**新内藤川、赤川、午頭川、塩冶赤川**の4河川の改修計画については、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の予算を確保され、本改修に取り組んでいただいております。令和6年度末には塩冶赤川の工事が完了しましたこと、また、出雲市街地の緊急浸水対策を早期に取り組んでいただきましたことに感謝いたします。

残る3河川の本改修については、引き続き「新内藤川流域河川整備計画」を推進していただき、早期に完成するよう要望いたします。併せて、令和7年6月に策定されました国土強靱化実施中期計画に基づき、十分な予算・財源の確保がなされるよう、国に対し働きかけをお願いいたします。

また、斐伊川放水路への分水の了承にあたり市と県で回答したとおり、大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備の早期完成についても引き続き特段のご配慮をお願いいたします。

**神戸川**については、今後も馬木大井堰から木村橋までの工事が、着実に進捗するよう、十分な予算確保をお願いいたします。また、志津見ダムまでの中流部の本改修を早期に完成させるため、県管理から国直轄管理に変更していただくよう国に対し要望をお願いいたします。

### 記

- (1) 新内藤川、赤川、午頭川の本改修事業を推進すること。
- (2) 斐伊川・神戸川治水事業3点セットのうち、進捗が遅れている下流部の「大橋川改修」と「中海・宍道湖の湖岸堤整備」が早期に完成するよう、国に強く要望すること。
- (3) 神戸川中流部の県管理区間（志津見ダムから馬木大井堰まで）を国直轄管理に変更するよう要望すること。

## 28 斐伊川本川の堤防改修、斐伊川河口部の河床掘削及び宍道湖西岸堤防の整備について

斐伊川本川の堤防改修については、国において、上出西地区の堤防整備を実施していただいております。引き続き整備促進について、国に対し特段の働きかけをいただきますよう要望いたします。あわせて、斐伊川河口部においては、土砂堆積に伴う流下能力の低下を防ぐため、計画的に河床掘削を実施されるよう、国に対し働きかけをいただきますよう要望いたします。

また、宍道湖西岸堤防については、沈下の激しい箇所が残っていることから、引き続き動態観測を行うことや、必要な対策が講じられるよう、国に対し働きかけをお願いいたします。

そして、五右衛門川河口部左岸堤防の沈下や漏水に対する堤防補強については、一日も早く工事を完成していただきますようお願いいたします。

### 記

- (1) 斐伊川本川の堤防改修と斐伊川河口部の河床掘削を国に要望すること。
- (2) 宍道湖西岸堤防の地盤沈下にかかる動態観測を引き続き実施し、必要な対策について、国に要望すること。
- (3) 五右衛門川河口部左岸堤防の堤防補強工事を推進すること。

## 29 海岸線(海浜)の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について

日本遺産「日が沈む聖地出雲」の構成文化財である「<sup>その</sup>菌の長浜」に位置する大社地域から多伎地域にかけての海岸は、「国引き神話」の綱としても登場する大規模な砂浜が形成されています。また、海岸線に沿った道路は、海沿いの景色や夕日など美しい景観を楽しむことができ、沿道には新しい観光施設が複数立地しています。こうしたことから、本市では、この海岸道路の観光ルート化を目指し、サイクリングロード整備などの取組を進めています。

一方で、岐久海岸（久村地区）、大社漁港海岸では、海岸に溜まった砂により飛砂の被害が発生しています。車道や歩道における堆砂は、自動車や自転車などの安全な走行に支障となることから、引き続き飛砂防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、湊原海岸、外園海岸、西浜海岸については、汀線の後退により、民家、農地、道路等が海岸侵食の危険にさらされるおそれがありますので、「<sup>その</sup>菌の長浜」土砂管理計画に基づき、地元住民の意向等も踏まえながら、土砂管理対策を引き続き推進していく必要があります。

つきましては、本市が誇る美しい海岸線の保全及び適切な維持管理について、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 岐久海岸（久村地区）、大社漁港海岸の飛砂対策を講じること。
- (2) <sup>その</sup>菌の長浜土砂管理対策を計画的に推進すること。

### 30 グリーンステップC谷の利活用について

グリーンステップは、斐伊川放水路事業を促進していくうえで、重要な役割を担い、周辺住民の皆様の格別なるご理解とご協力により実現したものであります。

このうちC谷については、いまだ有効な利活用計画が示されていない状況です。

つきましては、これまでの経過や、ご協力いただいた周辺住民の思いを十分尊重され、地域の発展や定住促進につながる利活用計画を早急に示し、整備に着手いただきますよう強く要望いたします。

#### 記

- (1) グリーンステップC谷について、地域の発展や定住促進につながる利活用計画を早急に示し、整備に着手すること。

### 31 出雲河下港の整備推進及び利活用促進について

特定地域振興重要港湾である出雲河下港については、将来像を具体化するために、出雲河下港振興会において「出雲河下港振興ビジョン」を策定し利用促進に取り組んでいるところです。

出雲河下港の背後には、「出雲大社」や「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」など多くの観光資源を有しており、クルーズ船寄港による観光拠点の役割や、港湾取扱貨物の増加に対応した物流機能の強化などが期待されています。つきましては、この実現に向け、耐震強化岸壁（第4号岸壁）の整備を推進していただきますようお願いいたします。

また、出雲河下港振興会を中心に、振興ビジョンに掲げた取組を推進してまいりますので、今後も引き続き連携を強化し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

さらに、利用促進を図っていくためには、山陰自動車道斐川ICからのアクセス道路が極めて重要です。一般県道鱒淵寺線奥宇賀工区について、引き続きアクセス道路として整備を推進していただきますようお願いいたします。

#### 記

- (1) 出雲河下港垂水地区の耐震強化岸壁の整備を推進すること。
- (2) 利用促進を図るため、山陰自動車道斐川ICからのアクセス道路の整備を推進すること。

## 32 砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について

自然災害から市民の生命・財産を守る砂防事業等の取組を継続していただき感謝いたします。引き続き事業を推進していただきますよう要望いたします。

### 記

- (1) 以下の砂防事業等について、事業推進するとともに、未着手の地区についても事業に着手すること。

事業区分	地区	位置	着手状況	要望状況
砂防	もんぜんだにがわ 門前谷川	東林木町	事業中	継続
	さがりだにがわ 佐貫利谷川	乙立町	事業中	継続
	あしたにがわ 芦谷川	乙立町	事業中	継続
	たんほりがわ 丹堀川	国富町	休止中	継続
	やまさきがわ 山崎川	河下町	事業中	継続
	しみずだにがわ 清水谷川	佐田町一窪田	事業中	継続
	みたに 御田・二	佐田町須佐	休止中	継続
	じょうびら 城平	多伎町口田儀	事業中	継続
	いげだにがわ 以下谷川	大社町鷺浦	事業中	継続
	じんぐうじだに 神宮寺谷	大社町日御碕	未着手	継続
地すべり (国交省)	みやま 深山地区	万田町	事業中	継続
	あさひ おか 旭が丘地区	多久町	事業中	継続
	きたがき 北垣地区	小境町	事業中	継続
	おおたに 大谷地区	美野町	事業中	継続
	のざと 野郷地区	野郷町、美野町	事業中	継続

事業区分	地区	位置	着手状況	要望状況
地すべり (農地)	出雲管内地区	出雲市全域	事業中	継続
	<small>まつばら</small> 松原地区	本庄町	事業中	継続
	<small>なかのて</small> 中ノ手地区	野郷町	事業中	継続
	佐田多伎地区	佐田地域・多伎地域	事業中	継続
	出雲第一地区	出雲地域	事業中	継続
	平田斐川第一地区	平田地域、斐川地域	事業中	継続
	<small>てらおみなみ</small> 寺尾南地区	佐田町朝原	事業中	新規
地すべり (林野)	<small>たく</small> 多久地区	多久町	事業中	継続
	<small>ほうとく</small> 報徳地区	河下町	事業中	継続
	<small>えんじよ おくがみ</small> 遠所・奥上地区	多久谷町	未着手	新規
地すべり (所管未定)	<small>なかすじ ひがしかみ</small> 中条・東上地区	小境町	未着手	継続
	<small>しらたき</small> 白滝地区	佐田町原田	未着手	継続
	<small>だいせん</small> 大山地区	佐田町大呂	未着手	継続
急傾斜	<small>もりばら</small> 森原地区	乙立町	未着手	継続

### 33 出雲大社門前町の道路整備について

本市では、出雲大社門前町としての魅力向上を図りながら、賑わいの創出や交通安全・渋滞対策に取り組んでいる中で、県にもご協力をいただいておりますことに感謝いたします。

**都市計画道路「神門通り線」**については、現在、県において大鳥居付近から吉兆館前交差点区間を整備していただいております。引き続き、早期完成に向け事業の推進をお願いいたします。

**都市計画道路「北荒木赤塚線」**については、出雲大社に通じる交通量の多い主要な道路であることから、未整備区間の1, 340mについて、神門通り線に続き整備していただきますよう要望いたします。

**国道431号の勢溜西から宮内交差点までの区間**には、南側に歩道が途切れた部分があり、歩行者の安全確保のため令和5年度に誘導看板を設置していただきましたが、依然として車道を歩く歩行者が見られる状況です。つきましては、歩行者の安全性と利便性が更に高まるよう、南側への歩道の整備をお願いするとともに、形状の悪い宮内交差点の改良をあわせて要望いたします。

また、**国道431号の稲佐の浜交差点付近**については、近年、稲佐の浜を經由して出雲大社へ向かう観光車両が増大しており、多客日には稲佐の浜駐車場や稲佐の浜交差点において大渋滞が発生し、地域住民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。つきましては、歩行者の安全が確保されつつ、交通渋滞の緩和が図られるよう、稲佐の浜交差点の改良を要望いたします。

#### 記

- (1) 都市計画道路「神門通り線」の事業推進と都市計画道路「北荒木赤塚線」の未整備区間を整備すること。
- (2) 安全な歩行空間の確保のため国道431号（勢溜西～宮内交差点）の歩道の整備と宮内交差点を改良すること。
- (3) 安全な歩行空間の確保と交通渋滞の緩和のため、国道431号の稲佐の浜交差点を改良すること。

### 34 出雲市駅付近連続立体交差事業の第二期区間の事業について

出雲市駅付近連続立体交差事業は、平成13年に第一期区間が完成し、今市、塩冶地区においては、都市計画道路等が鉄道と立体交差するようになったため交通の利便性が格段に向上し、市街地発展を遂げているところです。

一方、第二期区間がある大津地区は、中学校、高校といった文教施設などが立地する、有効活用が見込める土地でありながら、第二期区間が長期にわたり休止とされ、関連する都市計画道路も整備を保留しなければならないため、一体的なまちづくりが進まない状況にあります。

本市としては、この地域が持つ高いポテンシャルを発現させるために、都市計画道路の整備を進め、市街化の誘導を図りたいと考えております。

そのためには、第二期区間の整備が望ましいものの国の補助採択が見込めないなどの事情もある中、本市のまちづくりを見据えたうえで、県とともに事業の方向性を慎重に検討していく必要があると認識しています。

つきましては、休止状態が続く第二期区間について、県と本市が緊密に連携して方向性が決定できるように、鉄道事業者との調整等、必要な取り組みを継続していただきますよう要望いたします。

#### 記

- (1) 出雲市駅付近連続立体交差事業の第二期区間の方向性が決定できるように、引き続き必要な取組を行うこと。

### 35 浜山公園陸上競技場の整備・拡充について

県立浜山公園は、野球場、陸上競技場、体育館など多くのスポーツ施設を有しており、県民のスポーツ活動拠点として、また、全国レベルのスポーツ大会やイベントが開催される県内屈指の総合スポーツ拠点として、重要な役割を担っています。

また、2030年に島根県で開催される予定の国民スポーツ大会の開閉会式会場、陸上競技、高校野球硬式競技、柔道競技の会場になることが決定しています。

野球場については、以前から要望してきた内野スタンドの改築、ブルペン整備、グラウンドの拡張工事に着手され、令和7年度末までに完成予定と伺っており、厚くお礼申しあげます。

一方、県内唯一の第1種公認の陸上競技場については、現在改修設計が進められていると伺っています。設計後は随時改修工事に着手されるものと思いますが、国スポに向けて、選手にとって競技しやすく、観客にとって観戦しやすく、競技役員にとって運営しやすい競技場となるよう、競技団体の意向を踏まえ着実に実施されますようお願いいたします。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

#### 記

- (1) 浜山公園陸上競技場について、アスリートファーストの観点から整備を早期に進めること。

なお、整備に当たっては、競技団体の意向を踏まえた整備計画とすること。

- (2) 浜山公園陸上競技場は、出雲駅伝、くにびきマラソン大会、出雲陸上等の会場としても使用している。

陸上競技場の工事に当たっては、本競技場での大会等の開催ができない期間をできるだけ短くするとともに、代替施設として補助競技場を整備し、本競技場が使えないときには、補助競技場が使用できるよう配慮すること。

あわせて、工事スケジュールを早期に示すこと。



# 教育関係

## 36 必要な教員の確保について

近年、全国的に教員不足が問題となっており、島根県においてもその影響は年々深刻な状況となっています。

本市の小・中学校においては、令和7年度当初に常勤講師が配置できず、緊急対応非常勤講師の配置となった学校は30校で、人数は57人でした。この数値は令和6年度当初と比べて9名増であり、非常に厳しい状況が続いています。また、中学校で3校3人（国語2名・社会1名）が未配置となっています。

緊急対応非常勤講師は、校務の実施が可能とはなったものの、担任を持たせることができず、校内事務の多くは常勤の教員が担い負担が大きくなるなど、学校経営に苦慮している現状があります。加えて、講師不足から、年度途中で生じた欠員に係る代替教員確保も極めて困難な状況です。

つきましては、学校の負担軽減を図るうえからも、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 教員の配置について、欠員を生じさせないために必要な常勤の教員を確保すること。
- (2) 将来にわたり安定した学校経営を図るため、教員確保に係る中・長期的な施策を展開すること。

### 37 不登校児童生徒支援のための施策の充実について

本市では、令和5年度に出雲市不登校対策指針を策定し、不登校児童生徒を含めたすべての児童生徒を大切にす教育をより一層推進していますが、令和6年度の不登校児童生徒数は、小学校で318人（前年度比21人増）、中学校で427人（前年度比3人減）となり、増加傾向にあります。

令和7年度は、県事業である「校内教育支援センター支援員配置事業」や「学びいきいきサポートティーチャー事業」を活用し、校内支援体制の強化を図りながら不登校児童生徒への支援を行っていますが、不登校児童生徒数の増加に歯止めがかからない状況です。

不登校の要因は多岐にわたり、個々の状況も大きく異なります。多様な学びの場の確保としての柱である校内教育支援センターを設置し、支援員を配置することはきめ細かな対応を行うことができ、不登校対策に大きな効果があると考えます。

国においては、不登校児童生徒の増加について生徒指導上の喫緊の課題としているにも関わらず、校内教育支援センター支援員配置事業について十分な予算が確保されず、本市の要望額には達していない状況です。

つきましては、不登校の児童生徒に対する支援のさらなる充実のために、下記のとおり要望いたします。

#### 記

- (1) 「校内教育支援センター支援員配置事業」の補助事業に係る十分な予算を確保するよう国に対し強く働きかけること。

## 38 出雲科学館への理科教員の配置について

出雲科学館では、小学3年生から中学3年生までの全ての児童生徒を対象に、7学年で13単元の理科学習を行っており、年間延べ約20,000人の児童生徒が授業を受けています。この科学館理科学習は、教育課程に基づく授業として独創的な実験・体験学習を行う先進的な取組であり、児童生徒にとっては、観察や実験結果とその考察を通じて問題解決力の向上や、理科を含めた理数系分野全般への興味関心を高め、ひいては将来の進路選択の動機付けにもつながるものと考えます。

これに加えて、不登校傾向の中学生を対象としたLet's理科学習を3回、不登校の小中学生を対象としたEnjoy科学教室を9回、特別支援学級在籍者を対象としたリカム科学教室を小中学校各2回実施する学習支援を行っており、これらは児童生徒の学習意欲の向上や登校への動機付けとなっています。

また、学校の理科学習と科学館理科学習が連続性を持てるように双方の教員が事前に行う打合せ会を通じて共通理解を図っており、学校における理科学習充実に向けた支援、引率する教員の指導技術及び資質の向上が図られています。

さらに出雲科学館は、教員の授業力及び資質向上を目的とした研修を年5回開催し、教員研修の場としての役割も果たしています。

このように、理科学習に携わる教員は、指導的な役割も担いながら、専門性を高めて質の高い授業を提供できる力量を培っており、本県理科教員の育成にも大きく貢献してきました。

つきましては、県のめざす人材育成に資するとともに、理科教育の振興に寄与できる出雲科学館への理科教員の配置について、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 教諭3名の配置と長期社会体験研修員1名の派遣を引き続き行うこと。

### 39 特別支援教育の施策の充実について

本市における特別支援学級については、在籍児童生徒数が年々増加しており、10年前と比較して約1.8倍となっています。特に自閉症・情緒障がい学級に在籍する児童生徒数は平成26年度の小・中学校合わせて101人が、令和6年度には264人と約2.6倍に増加しています。

現在、在籍する児童生徒数が7人以上の特別支援学級の多くには、非常勤講師（にこにこサポート事業（特別支援学級））が配置されていますが、障がい種によっては、在籍する児童生徒の教育的ニーズに寄り添い、きめ細かな支援を行うことが困難な状況があります。

また、在籍児童生徒数が7人未満であっても、複数学年にまたがって在籍している学級では、非常勤講師の配置がなければ、個に応じた支援を行うことが困難な状況が生じています。

つきましては、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行い、実態に応じた特別支援教育のさらなる充実のため、下記のとおり要望いたします。

#### 記

- (1) 「にこにこサポート事業（特別支援学級）」による非常勤講師配置について、児童生徒が6人以上在籍する特別支援学級まで配置を拡充すること。

## 40 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について

本市では、令和7年5月1日現在、市内小学校7校、中学校4校に日本語指導が必要な児童生徒が160名、そのうち特別の教育課程による取り出しを行っている児童生徒が128名在籍しています。近年、新規入国者は横ばい、ないし、減少傾向ではありますが、外国にルーツがある児童が毎年度約70人出生しており、今後はこうした児童が就学してきます。

令和7年度は、県配置の児童生徒支援加配教員19名に加え、市として日本語指導員を20名、母語ができる日本語指導補助員を4名、通訳翻訳支援員を4名配置しています。さらに、保護者支援や進路指導の充実のために、関連企業の支援を受けて、2名の通訳翻訳支援員を学校に配置しています。令和元年度からは、「日本語初期集中指導教室」を出雲科学館内に設置し、転入間もない児童生徒が、約1か月間、日常生活に必要な日本語や学校生活のルールなどを集中的に学習する仕組みも構築しています。児童生徒によっては、日本語習得や学習状況が大きく異なる中、個々の状況に応じたきめ細かな指導を行う必要があるため、本市における人的・財政的負担は、たいへん大きなものとなっています。

国においては、帰国・外国児童生徒等の教育の推進を重要課題としているにも関わらず、十分な予算が確保されず、本市の本来の交付額に満たない状況です。

つきましては、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援のさらなる充実のために、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 児童生徒支援（日本語指導）加配教員を増員配置するとともに、児童生徒の個々の状況に応じたきめ細かな指導・支援のための非常勤講師を配置すること。
- (2) 母語ができる補助者等の配置や教職員研修の充実のため、補助事業に係る十分な予算を確保するよう国に働きかけること。

## 41 遠方から進学する高校生の住まい確保について【新規】

本市においては、勉学・部活に励むため、遠方から市内県立高校へ進学を希望する生徒が増加傾向にありますが、高校に寮がない、又は寮に空きがない状況です。

県内市内の高校に魅力を感じて遠方から来る生徒がいることは、将来的に若者世代の定住・人口の増加につながることであります。しかしながら、現在、寮や下宿先が不足し、希望する高校への進学を断念するケースもあります。

高校生の住まいを確保し、本人が希望する高校へ進学できるよう、環境整備が必要です。

県立高校の設置者である県において、高校の寮の整備・拡充、又は市が行う住まい確保事業への財政支援をいただきますよう要望いたします。

### 記

- (1) 県立高校の寮の整備・充実を図ること。
- (2) 市が実施する高校生の住まい確保事業への財政支援を行うこと。



# 警察関係

## 42 交通規制標示の迅速な補修について

県内の交通事故の特徴として、交差点での交通事故の発生割合が高い状況にあり、特に本市においては、約53%（令和5年）と非常に高い割合となっています。

毎年、市内各地域から通学路を中心に非常に多くの要望が寄せられている、擦れて消えかかった一時停止や横断歩道等の交通規制標示については、県から補修を行う旨の回答をいただいておりますが、補修工事の着工までに複数年を要している状況で、地元からは不安の声が高まっています。

本市では、市民はもとより、多くの観光客が訪れることから、誰もが安全かつ安心して通行できる道路環境の整備が必要です。

つきましては、市民の交通安全を願う切なる要望に応え、交通事故の防止を推進するため、下記のとおり要望いたします。

### 記

- (1) 擦れて消えかかった一時停止、横断歩道等の交通規制標示補修のための事業予算を十分に確保し、補修を迅速に実施すること。
- (2) 補修等の実施基準及び実施時期の明確化を図ること。

# 本市が期成同盟会などの構成員 として要望している事項

以下の要望については、本市を含む期成同盟会などにおいて、それぞれお願いしているところです。引き続きその実現につきまして、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

番号	要 望 名	団 体 要 望
1	国道184号の改良整備について 主要地方道出雲三刀屋線の改良整備について 主要地方道出雲奥出雲線の改良整備について 一般県道大社立久恵線の改良整備について 一般県道斐川上島線の改良整備について 一般県道木次直江停車場線の改良整備について て	出雲地域幹線道路改良 整備促進期成同盟会
2	高規格道路「境港出雲道路」の早期全線開通に向けた事業の推進について 国道431号の改良整備について	出雲・美保関間幹線道路整備促進期成同盟会